

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の概要について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に規定されていない市の機関内での個人番号を利用した情報連携を行うため定めるもの

1. 個人番号を利用した情報連携

(1) 番号法により行う国等の機関と市の機関との個人番号を利用した情報連携を、市の機関内でも同様に行う。

(例) 子育て支援課において児童手当の認定の事務を処理するために、税務課が保有する所得の情報を利用

(2) 番号法に定められた個人番号の利用事務間において、番号法に定められていない個人番号を利用した情報連携（現行のサービスを維持するため必要なもの）を次のとおり市の機関内で行う。

利用する事務	独自利用項目
個人市民税の賦課	・ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付済額
障害者の日常生活支援の決定	・ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付済額 ・ 国民健康保険加入者情報
児童扶養手当の認定請求の審査	・ 国民健康保険加入者情報
児童手当の認定請求の審査	・ 国民健康保険加入者情報
老人の措置の決定	・ 高額療養費支給額 ・ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付済額 ・ 市県民税納税額
国民健康保険料の賦課	・ 生活保護の受給情報 ・ 固定資産税課税額
公営住宅の家賃等の減免	・ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の賦課額 ・ 介護サービスの利用に係る自己負担額 ・ 障害児福祉手当、特別障害者手当及び児童手当の支給額